

## 生活上の心得

心得は、本校として目指す生徒像と、卒業後の社会生活において推奨される一般的な基準を身に付けることを目的として策定する。

### I 服装等身だしなみについて

#### (1) 頭髪等

ア パーマ、カラー、エクステ等の加工はしない。また、ワックス等整髪料の使用はしない。

イ 社会人としての身だしなみを心がける。

#### (2) 制服

ア 制服は年間を通して各自気候に応じたものを着用できるが、式典や学校行事の際には、ブレザーまたはジャケットおよびネクタイまたはリボンを着用したフォーマルな服装とする（夏場は除く）。

イ 男女ともに制服の選択は自由とする。

ブレザー・ジャケット

カッターシャツ（長袖・半袖）

・長袖の場合はネクタイを着用することが望ましい。

・半袖の場合はネクタイを外すことができる。

セーラーブラウス（長袖・半袖）：リボンを着用することが望ましい。

ポロシャツ（半袖）

- ・ボタンは全部締めることが望ましいが、暑さ等で開ける場合は第一ボタンまでとする。
- ・暑さ対策の服装であるので、ポロシャツ単体での着用とする。ネクタイやリボンは着用しないものとする。
- ・体調管理等、必要な場合は上着の着用を可とする。
- ・式典や受験等、公式の場においては、長袖または半袖のシャツを着用する。

スカート（夏用・冬用）：スカートの下端が膝の中心に来る程度の長さとする。

ズボン（夏用・冬用）

- ・ベルト：黒・茶で装飾のないものとする。

ベスト・カーディガン・ニット：学校指定のものを着用する。

### （３） 靴下

ストッキング・タイツはベージュ・黒色とする（柄入り・ラメ入り不可）。

### （４） 靴

華美でないローファーやビジネスシューズ、または運動靴とする。

### （５） 防寒具

ア 防寒具の上にブレザーやジャケットを着用しないこと。

イ ベースの色は、黒・白・紺・グレー・茶色などを基調としたものが望ましい。

ウ 着用については気候により各自で判断する。

エ 防寒具の着用は原則登下校のみとする。

## (6) 通学バッグ

色・形等は規定しないが、安全の確保ができるものとする。

## (7) 化粧および装飾品等

ア マニキュア、化粧、アイプチ、色付きのリップクリームや色付きの日焼け止めの使用はしない。

イ 指輪、ネックレス、髪飾り、ピアス（透明のピアスも含む）等は着用しない。

## II 学校生活について

### (1) 欠席・遅刻・早退について

ア 欠席、遅刻をする場合は、午前8時から午前8時30分までに原則保護者等が電話連絡をする。安心安全メールにおいては午前8時20分までに必要事項を入力する。

イ 午前8時40分までに教室へ入室していない生徒は遅刻とする。

ウ 遅刻をした生徒は生徒指導室（または職員室）で入室許可証を記入し、担任または授業担当者に許可証を提出する。なお、公共交通機関より遅延証明書が発行された場合、入室許可証とともに担任へ遅延証明書を提出する。（JR・名鉄はWEB遅延証明書を提示する）

エ 早退者は、その理由をクラス担任に申し出て、許可を受けてから下校する。帰宅

後、直ちに学校へ電話連絡する。

オ 理由なく欠席または欠課した場合（怠学）、特別な指導の対象となる場合がある。

カ 登校したら下校まで許可なく校外へ出ない。校外へ出る時は学校の許可を受け、許可証を携帯する。

## (2) 登下校について

ア 自転車による通学は生徒指導部の許可・点検の後、学校指定のステッカーを貼った自転車でのみ認める。

イ 自転車通学者は雨の日の自転車通学の有無に関わらず、全員記名したヘルメットを準備する。

ウ 車による送迎を必要とする場合は、他の生徒との接触事故防止のため、校内への乗り入れや正門付近での乗降をしない。停車場所は近隣の迷惑とならないよう配慮する。医療的な理由や特別支援上の理由等があり、校内への乗り入れが必要と判断される場合は、保護者が事前に担任に申請する。

エ 最終下校時刻は午後5時とする。部活動の下校時刻については別途定める。

## (3) アルバイトについて

アルバイトを行う場合、保護者の同意を得たうえで、以下の項目を確認し「アルバイト申請書」を学校に提出する。

ア 就業時間は原則午後8時までとする。

イ 飲酒を主目的とする（居酒屋など）事業所、職種には従事しない。

ウ 病気・体調不良等を理由として学校を欠席・早退した日にはアルバイトを行わない。

エ 考査1週間前から考査終了まではアルバイトを行わない。

オ 成績不振者（評定1をとった者）は、追試および追認考査が終了するまでの期間アルバイトを禁止する。また、自身の将来を考え、翌学期のアルバイト継続について検討する。

カ 学校に無許可でアルバイトをした場合は特別な指導の対象となる。

キ 高校生の本分は学業であり、特に1年生の夏休み前までは、学校に慣れ、学業に専念するため、原則アルバイトは行わない。

(4) 下記の行為は絶対にしないこと。

ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力・暴言行為、窃盗、SNSでの誹謗中傷行為等  
(法令違反)

イ 無断免許取得、原付・二輪車同乗、対人トラブル、無許可のアルバイト（学校  
独自）

ウ 考査時の不正行為

エ 理由のない欠席または欠課（怠学）

オ 軽微な規則違反を繰り返すこと

カ その他生徒としてふさわしくない行為

キ いじめおよびこれに類する行為

(5) その他

ア 授業中にスマートフォンを使用しない。

イ 校舎内は所定のスリッパを使用し、スリッパのまま外へ出ない。

ウ 不必要な現金は学校に持ってこないようにする。もし貴重品を学校に持ってきた場合は教室のカギのかかるロッカーで保管する。また、下駄箱にも鍵をかけられるようになっているので、希望する者は自由に取り付けること（希望者は各自購入すること）。

エ 紛失物や拾得物があった場合、直ちに生徒指導部に届け出る。

オ 運転免許の取得はしない。ただし自動車学校への入校を希望する生徒は、3年生の11月第2土曜日以降に「自動車学校入校許可証」提出の後、自動車学校に入校することができる。本免許は、卒業後に取得することができる。

### Ⅲ 自転車交通安全規定

(1) 道路交通法を順守し、交通事故防止のため、交通ルールを守る。

(2) ヘルメットの着用に努める。

(3) 鍵をかけるなど、盗難防止対策に努める。

(4) 自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等に参加すること。（自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第十三）

#### IV 届出規定

次の場合は必ず関係の先生に申し出て指示を受け、必要な許可を受けること。

- (1) 入室許可証（遅刻した際に生徒指導室または職員室で許可証をもらうこと）
- (2) 早退許可証（許可証を担任または保健室から受け取ること）
- (3) 退学願・転学願・休学願・復学願
- (4) 住所変更届
- (5) アルバイト申請書
- (6) 校内活動延刻願（生徒会活動等により下校時刻以後も居残りを希望する場合）
- (7) 公欠願
- (8) ラーケーション届
- (9) その他必要に応じて学校より指示する場合

なお、(3)～(9)の願は所定の用紙を以て願い出る。